

あなたの力で「牛久」を元気に

「ふるさと牛久応援寄附制度」

このたび、市では「ふるさと牛久応援寄附制度」を設けました。これは、牛久にお住まいの方、牛久で育った方、牛久を応援していただいている方、牛久を愛していただけの方などから、寄附という形での皆さまのお力添えを得て、牛久市の魅力を高め、発展させる事業に活用させていただきます。この制度です。

「ふるさと牛久」が、訪れる人にも暮らす人にも魅力的なまちとなるよう、今後もさまざまな事業を展開していきますので、皆さまからのご協力とご支援をお願いします。

◆10万円以上の寄附をいただいた方は、庁舎内の銘板にお名前を記して顕彰します

平成20年1月以降、牛久市へ寄附していただいた金額が10万円以上となった方(寄附累積額が10万円に達した方を含む)を対象として、牛久市役所本庁舎内に設置する銘板にお名前を記して顕彰させていただきます。

なお、寄附をしていただいた方は、市のホームページおよび広報うしく紙上にお名前を掲載させていただきます。

※銘板への刻銘、ホームページや広報紙への掲載は、希望する方に限りません。

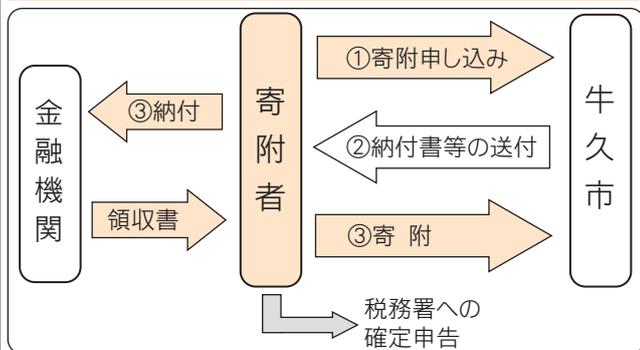


◆寄附金は次の事業に活用します

- 健康づくりおよび福祉に関する事業

- 環境の保全に関する事業
- 生活安全に関する事業
- 産業の振興に関する事業
- 都市基盤整備に関する事業
- 教育および文化芸術に関する事業
- その他市長が定める事業

ふるさと牛久応援寄附制度の流れ



- ①寄附申し込み(申込書の提出)**
申込書は、Eメールまたは郵送、FAXで受け付けています。直接ご来庁いただいても申し込みもできます。(市総務課で受け付けます)
※申込用紙は市ホームページ「ふるさと牛久応援サイト」(<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp>)からダウンロードできます。Eメールは同ホームページからお申し込みできます。
- ②納付書の送付**
申し込み、問い合わせの後に、指定金融機関などの納付書を郵送します。
- ③寄附(納付)**
市役所会計課窓口、市指定金融機関、収納代理金融機関で納付いただけます。現金書留も可能です。(ただし、現金書留の送料は自己負担となります)
問い合わせ 市総務課 ☎873-2111内線1012

寄附に伴う税金の優遇措置

寄附金額のうち、5,000円を超える分について、個人住民税と所得税から一定の金額が差し引かれます。

- 個人住民税の税額控除額…①と②の合計額を税額から控除します。
- ①(市に対する寄附金-5,000円)×10%
- ②(市に対する寄附金-5,000円)×(90%-所得税率)
- ※②の額については、個人住民税所得割額の10%を限度とします。また、控除対象となる寄附金の上限は総所得金額の30%です。
- 所得税の税額控除額…「(a)、(b)のうち少ない方の金額-5,000円」を所得から控除できます。
- (a)その年に支出した寄附金の合計額
- (b)その年の総所得金額などの40%相当額
- ※おおむね【(寄附金の合計額-5,000円)×所得税の税率】の所得税が軽減されます。

【計算例】年収700万円、夫婦・子ども2人、住民税所得割額30万円、所得税率10%の場合

	寄附金 35,000円
寄附金控除の対象外 自己負担分 5,000円	寄附金控除 30,000円
所得税の所得控除による 税額軽減 30,000円×10%(所得税率) =3,000円	住民税の税額控除 27,000円
	①住民税の基本控除額 30,000円×10% =3,000円
	②特例控除額 30,000円×80%=24,000円 【特例控除上限額】 個人住民税所得割額の10% =30,000円

問い合わせ 市税務課 ☎873-2111内線1056~1059

「ふるさと牛久応援寄附制度」をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。牛久市から電話で寄附をお願いすることは一切ありません。